

「塩基性酸化マンガン」と「溶接ヒューム」を 特定化学物質として規制（公布）



2020年4月22日発行の官報にて、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」及び「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令」、「作業環境評価基準等の一部を改正する告示」が公布されました。

公布された内容としては、今般、新たに「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、これらの化学物質による労働者へのばく露防止措置や健康管理を推進するため、特定化学物質として規制するというものです。

・ 塩基性酸化マンガン

従来の「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」が「マンガン及びその化合物」に改正され、その管理濃度が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ （粒径指定なし）から $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ （レスピラブル粒子）に引き下げられます。

・ 溶接ヒューム

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場について、2021年4月1日から2022年3月31日の間に個人サンプリング法により空気中の溶接ヒュームの濃度を測定する必要があります。

また、作業主任者選任や全体換気装置による換気の実施、有効な呼吸用保護具の使用等の措置が必要になります。

施行日は2021年4月1日となっており、作業主任者選任などについては2022年3月31日まで経過措置が設けられます。

当社では、作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2020年4月22日付 官報第236号、官報号外第85号](#)

分析技術箇所 野村咲子

The Knights of Environmental Science **PCB廃棄物を保管するお客様へ**
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

保管・処分の状況および高濃度PCB使用製品の廃棄見込みについての届出を

お忘れなようご注意ください。

期日は6月30日まで、届出先は管轄する都道府県市の長です。

<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR07005.pdf>

お問い合わせはこちら

